

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民（一時滞在者等を含む。）の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

（1）市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

なお、上記における用語の意義は次のとおりである。

武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態…武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

緊急対処事態…武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

（2）市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

（3）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項

- ⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、青森市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議した後、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するも

のとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

(9) 本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

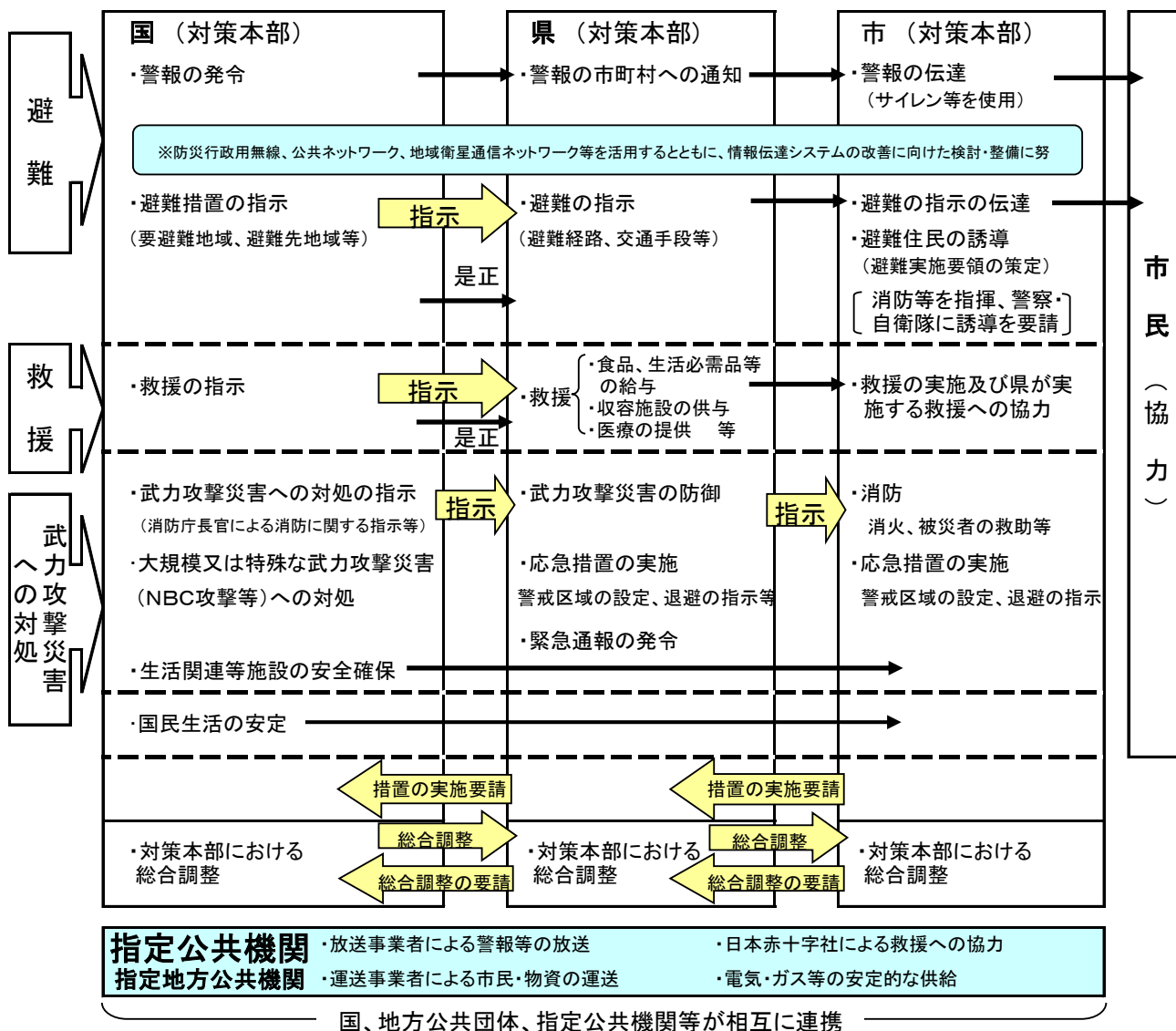
市は、次に掲げる本市の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

- ① 積雪寒冷地であること
- ② 陸上自衛隊の駐屯地が配置されていること

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連携窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み



○ 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
青森市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 消防機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
青森地域広域事務組合 消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成への協力 2 市国民保護協議会への参加 3 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部への参加 4 市等の実施する訓練への協力及び参加 5 市の実施する警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の市民の避難に関する措置の実施 6 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（救急・救助を含む。） 7 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

○ 関係機関の連絡先、連絡方法等

県、市、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、町会及び町内会並びに自主防災組織等関係機関の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

なお、本市は、平成17年4月1日に旧青森市と旧浪岡町との合併を経て、平成18年10月1日には全国で37番目、県内では初の中核市へと移行した。

1 位置

本市は、東経140度45分、北緯40度49分、青森県のほぼ中央に位置し、北は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地・八甲田連峰、西部には津軽平野・津軽山脈など、雄大な自然環境に恵まれており、地形はおおむね平坦である。

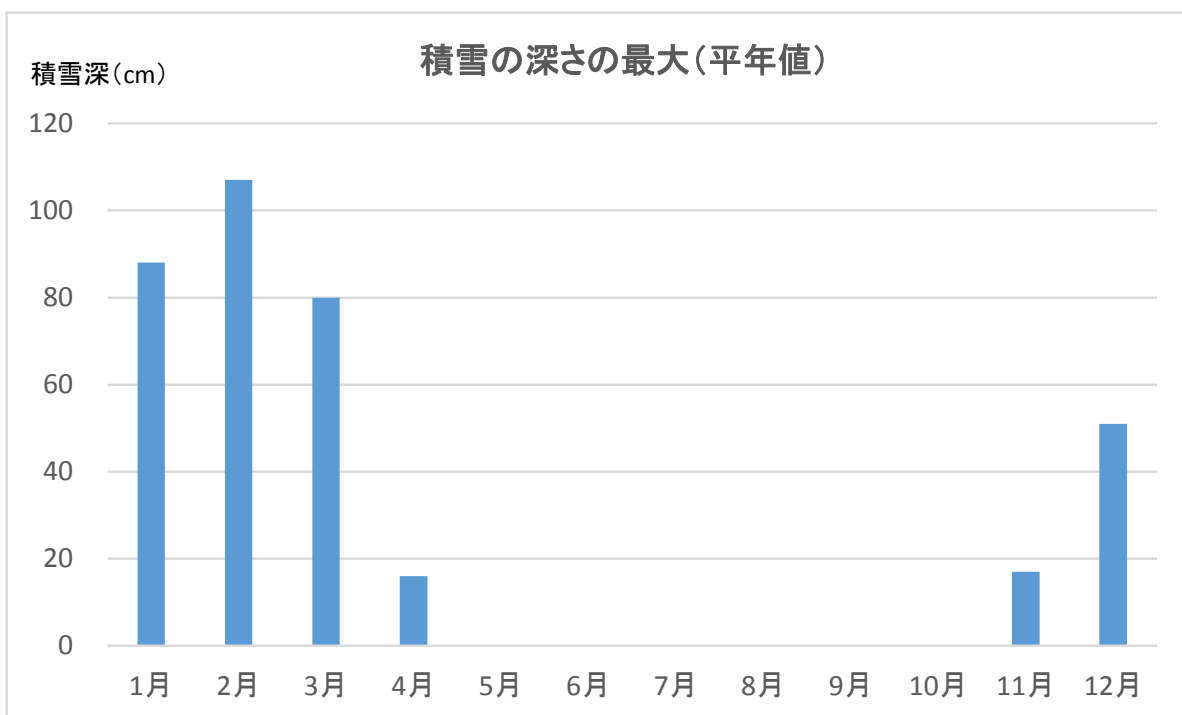
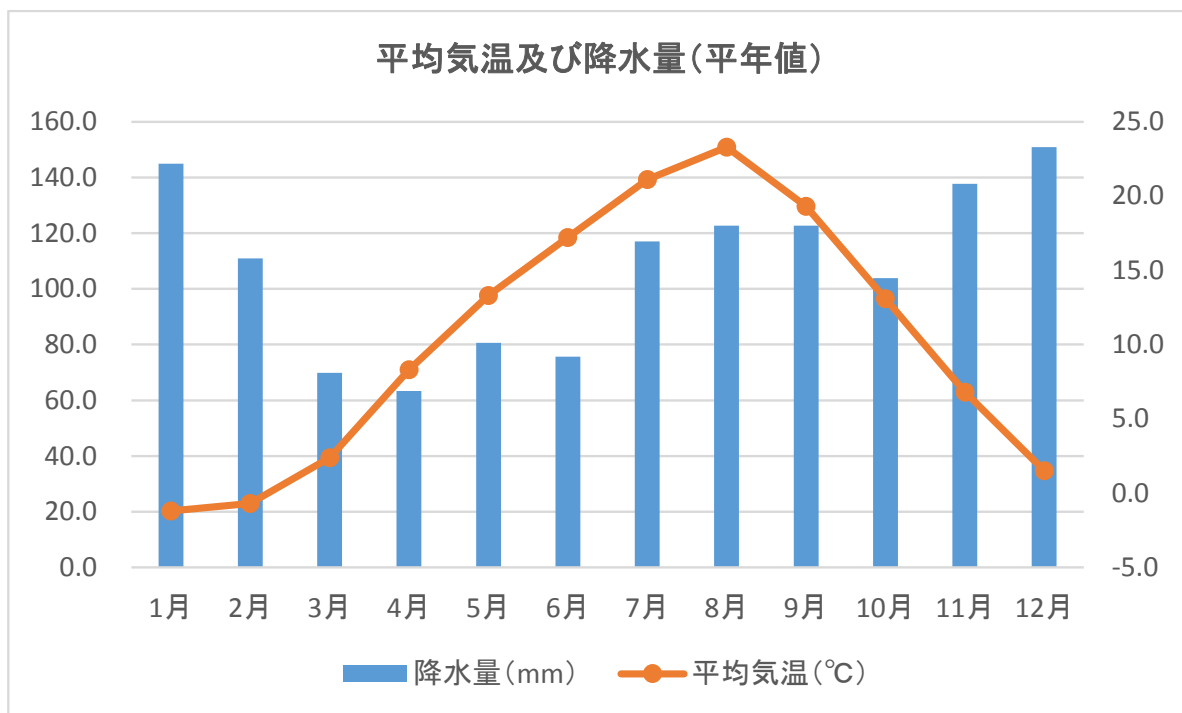
2 地形

本市の行政面積は、824.57平方kmであり、東部と南部は標高900～1,500mの奥羽山脈、西部は200m前後のゆるやかな起伏をなす台地で形成され、その臨海中心地域に市街地が形成されている。



3 気候

本市の気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は積雪量が非常に多く、全域が特別豪雪地帯に指定されている。平年値の平均として、気温が10.4℃、降水量が1,300.1mm、最大積雪深が111cmとなっている。



4 人口分布

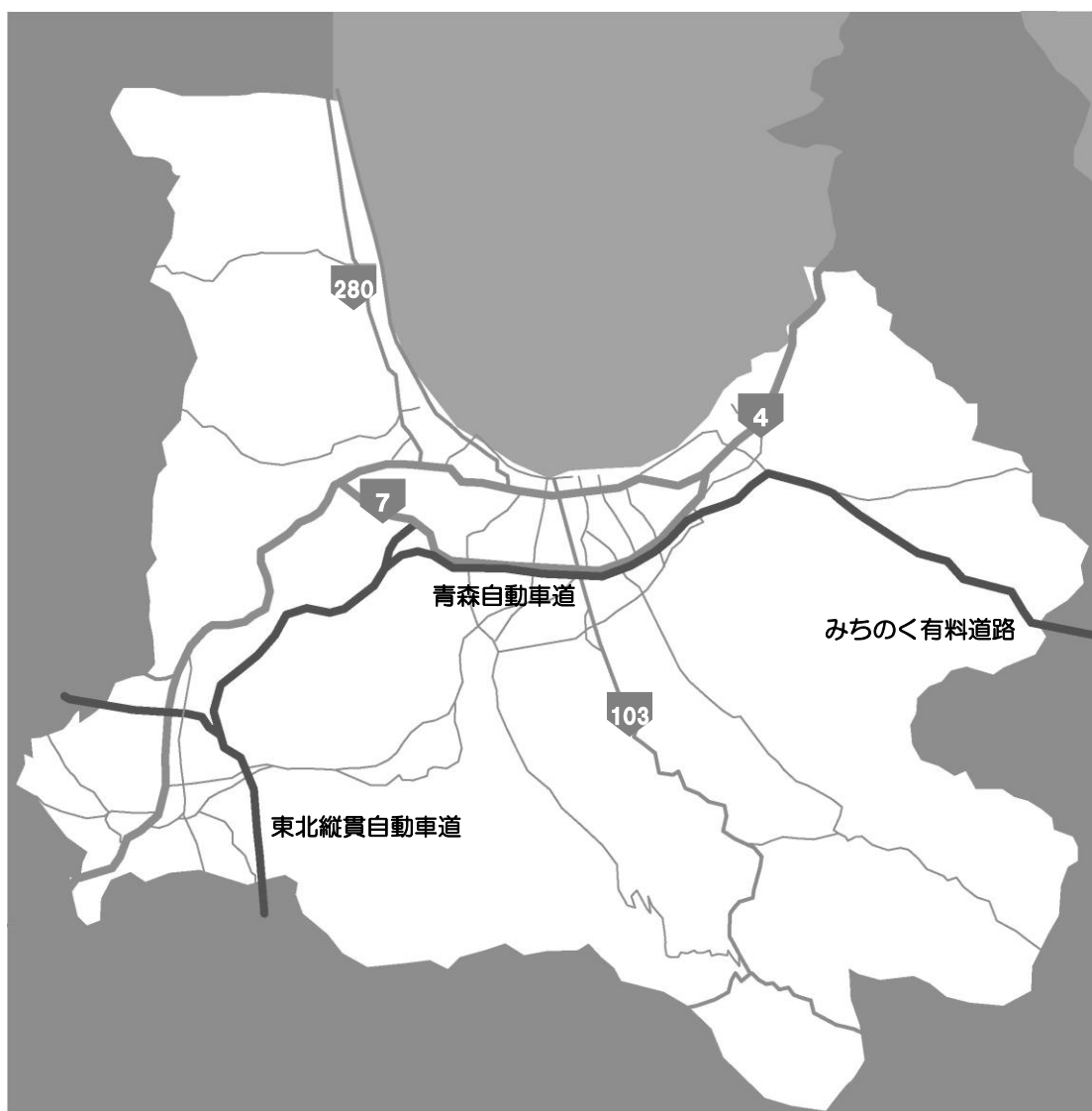
本市の人口は、平成28年4月1日の人口は290,721人、うち男性が135,305人、女性が155,416人となっている。

旧青森市においては、市制を施行した明治31年の27,991人から人口は増加し、昭和60年頃からは29万人前後で大きな変動もなく推移してきており、旧浪岡町においては、町制を施行した昭和16年の4,304人から人口が増加し、昭和30年頃からは2万人前後で推移してきたが、平成17年4月1日には、両市町の合併により新市となり、現在は29万人を超える都市となっている。

【人口分布状況】（資料編に記載）

5 道路の位置等

本市の道路は、市内を東西に横断する国道4号と国道7号、南北に縦断する国道103号、さらには、津軽半島を北へ向かう国道280号の一般国道を始めとして、東北縦貫自動車道、みちのく有料道路など、市内全域を広域的に連絡する道路網が整備されている。



6 鉄道、空港、港湾の位置等

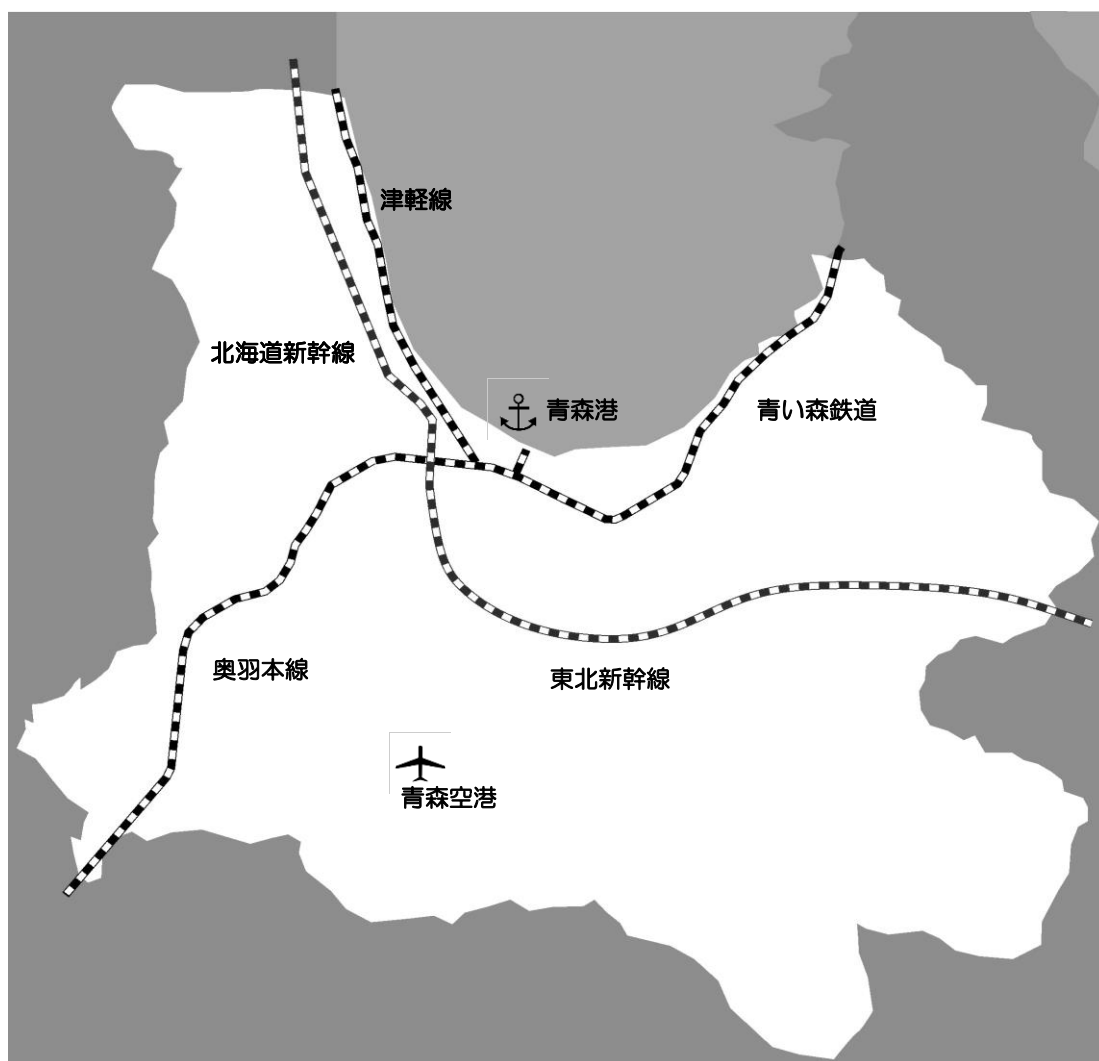
鉄道は、青森駅を中心に、八戸方面へ向かう東北本線と、弘前方面へ向かう奥羽本線、さらには、新青森駅を中心に東北新幹線と北海道新幹線が整備されている。

空港は、市内南側、青森地区と浪岡地区の中間地点である高田地区、標高約200mの高台に位置し、3,000mの滑走路を有する青森空港があり、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各国内線及びソウルの国際線の5路線が就航し、各大都市等と結ばれている。

港湾は、陸奥湾の最奥部に、国の重要港湾に指定されている青森港があり、本港地区、沖館地区の埠頭の岸壁には、大型クルーズ客船の寄港が可能となっている。

また、フェリーは、函館、佐井との定期便が就航しており、北海道との車両移動のための要所となっている。

これら交通網の整備により、本市は陸海空交通の拠点となっている。



7 石油コンビナート特別防災区域の指定状況

青森地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている石油貯蔵施設は、沖館地区に青森地区石油コンビナート基地（貯蔵量約122,000KL）がある。

8 自衛隊施設の配置状況

自衛隊施設は、浪館地区に陸上自衛隊第9師団司令部及び第5普通科連隊等がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されており、その特徴及び留意点が示されている。

① 着上陸侵攻

【特徴】一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶・戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

【留意点】事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

② グェリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

【留意点】グェリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県

知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

【特徴】発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC（※）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【留意点】弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃

【特徴】弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【留意点】攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

（※）NBC…Nuclear Biological Chemical／核・生物・化学

2 緊急処理事態

緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、国の基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

（１）攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - 弾道ミサイル等の飛来

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

部局名	事務分担
市民政策部	1 市民政策部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 広報に関すること 3 その他市民政策部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
総務部	1 市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部に関すること 2 市国民保護協議会の運営に関すること 3 避難実施要領の策定に関すること 4 国民保護に関する組織の整備に関すること 5 国民保護に関する訓練に関すること 6 国民保護に関する啓発に関すること 7 自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請の求めに関すること 8 物資及び資材の備蓄等に関すること 9 被災情報・安否情報の総括整理に関すること 10 市民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること 11 職員の派遣の要請及びあっせんの手続に関すること 12 特殊標章等の交付に関すること 13 復旧の総括に関すること 14 その他総務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
財務部 会計課	1 財務部及び会計課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 資金運営計画に関すること 3 その他財務部及び会計課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
市民生活部	1 市民生活部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 外国人に対する避難情報提供の支援に関すること 3 その他市民生活化部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること

部局名	事務分担
環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 廃棄物処理に関する事 3 その他環境部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難施設の運営体制の整備に関する事 3 避難住民等の救援に関する措置に関する事 4 安否情報の収集・整理に関する事 5 高齢者及び障害者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 6 医療及び医薬品の確保に関する事 7 保健衛生に関する事 8 心の相談に関する事 9 その他健康福祉部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 電気及びガスの供給に関する事 3 被災者の就職支援に関する事 4 災害用物品等の調達に関する事 5 観光客に対する避難情報の提供等に関する事 6 その他経済部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
農林水産部 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産部及び農業委員会事務局分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民に対する食糧の確保に関する事 3 その他農林水産部及び農業委員会事務局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市整備部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 道路及び橋梁の確保に関する事 3 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 その他都市整備部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
浪岡事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 浪岡事務所分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 浪岡地区住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 3 浪岡地区住民に係る被災情報・安否情報の整理に関する事 4 浪岡地区の復旧に関する事 5 その他浪岡事務所分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
市民病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民病院分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 傷病者の取り扱いに関する事 3 その他市民病院分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事

部局名	事務分担
教育委員会事務局	1 教育委員会事務局分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 文教施設等の保全に関すること 3 児童及び生徒の安全確保に関すること 4 文化財の保護に関すること 5 その他教育委員会事務局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 他部局の応援に関すること
企業局交通部	1 企業局交通部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 バス緊急輸送の確保及び車両の整備に関すること 3 その他企業局交通部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
企業局水道部	1 企業局水道部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 飲料水の供給に関すること 3 その他企業局水道部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること

2 青森地域広域事務組合における平素の業務

青森地域広域事務組合は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

部局名	事務分担
事務局	1 青森地域広域事務組合分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 その他青森地域広域事務組合分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
青森消防本部	1 青森消防本部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） 3 市民の避難誘導に関すること 4 消防団の体制の整備及び運用に関すること 5 市が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置への協力に関すること 6 その他青森消防本部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること

3 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応体制を確保する。

なお、夜間、休日等における初動連絡体制として、青森消防本部との連携を密にし、警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡体制の整備を図る。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下に掲げる体制を整備する。

【職員参集基準】

市の体制	市職員の参集基準
① 危機管理課対応体制	危機管理課職員が参集する。
② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制又は市緊急処理事態対策本部体制に準じて職員の参集を行うこととするが、初動時は少人数での対応を基本とし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じて、その都度判断する。
③ 市国民保護対策本部体制又は市緊急処理事態対策本部体制	本部員は対策本部へ参集し、本部員以外の全ての職員は本庁又は出先機関等に参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①
	市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知がない場合	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） ②
	市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知を受けた場合	③

(4) 市職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部長（以下「市対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、副

本部長及び本部長員については、その代替職員を定めておく。

【市対策本部長の代替職員】

市対策本部長	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市長	第1号副市長	第2号副市長	浪岡区長

※副市長の号数は「青森市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則」を準用

(6) 職員の所掌事務

市は、(3)の①から③までの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

4 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制等

青森消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、青森消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、青森消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における青森消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置又は緊急対処保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置又は緊急対処保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

青森消防本部は、青森消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めるものとする。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定があった場合には、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を総務部内に開設し、手続項目ごとに次のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済の

ため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目	国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容	担当部局
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事(法第 81 条第 2 項)	健康福祉部
	特定物資の保管命令に関する事(法第 81 条第 3 項)	健康福祉部
	土地等の使用に関する事(法第 82 条)	健康福祉部
	応急公用負担に関する事(法第 113 条第 1・5 項)	総務部
損害賠償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)	総務部 健康福祉部
	不服申立てに関する事(法第 6 条、第 175 条)	総務部
訴訟に関する事(法第 6 条、第 175 条)		総務部

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、青森市文書取扱規程(平成 17 年青森市規程第 4 号)、青森市文書編さん保存規程(平成 17 年青森市規程第 5 号)等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急処理事態が継続している場合及び国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置と市が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等に

おける近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、青森消防本部と協力し、近接市町村の消防機関との連携を図るとともに、必要により既存の青森県消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との災害時における応援協定一覧】（資料編に記載）

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織並びに町会及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置又は緊急対処保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備・充実に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備面

- ・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・ 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・ 被災現場の状況を青森県総合防災情報システム(現場映像システム)等により収集し、市対策本部及び県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用体制の充実に努める。
- ・ 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 運用面

- ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・ 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。
- ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した

運用方法等についての十分な調整を図る。

- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政用無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政用無線の整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政用無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大等を図る。

(3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して、広く市民に周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたとき、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、国及び県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報システムの利用

市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用し、円滑な安否情報の収集・提供を行う。

(2) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により負傷し又は死亡した市民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条の規定に基づき、避難住民及び負傷住民については様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」（資料編に記載）により、死亡住民については様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」（資料編に記載）により収集を行い、第2条に規定する様式第3号「安否情報報告書」（資料編に記載）により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望
- ⑬ 知人からの照会への回答の希望

⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表の同意

2 死亡住民

① 氏名

② フリガナ

③ 出生の年月日

④ 男女の別

⑤ 住所（郵便番号を含む。）

⑥ 国籍

⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

⑧ 死亡の日時、場所及び状況

⑨ 遺体が安置されている場所

⑩ 連絡先その他必要情報

⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意

（3）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（4）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の知事への報告に当たっては、以下に掲げる様式により行う。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
青 森 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 青森市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員の研修制度の充実

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において、国・県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊・警察・消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招くようにするとともに、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

(2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達・通知訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集・提供訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置又は緊急対処保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、町会及び町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 市は、町会及び町内会並びに自主防災組織等と連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網のリスト（冬期間閉鎖路線の一覧を含む。）
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト（冬期において必要となる資機材を含む。）
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町会及び町内会並びに自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト

（2）隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（3）高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する個別計画などを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

（4）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（5）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

（1）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

（2）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【準備する基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、市民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市内における市民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）

- ⑤ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑥ ヘリポート及び場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発)環境生活部、 (原発以外)エネルギー総合対策局、 県土整備部
	2号	ガス工作物	経済産業省	商工労働部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部
	6号	放送用無線設備	総務省	総務部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部
	9号	ダム	国土交通省	県土整備部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	商工労働部
	4号	高圧ガス	経済産業省	商工労働部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	環境生活部

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第28条	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	環境生活部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	総務部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物の内の高圧ガス	経済産業省	商工労働部
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務 大臣）	健康福祉部 農林水産部
	11号	毒性物質	経済産業省	総務部

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

なお、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具・燃料の確保、調達及び適切な配分等に留意するものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国・県及び市の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携等

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、緊急対処保護措置に必要な物資及び資材については、国民保護措置の実施のための物資及び資材を活用する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急処理事態において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置及び緊急対処保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。その際、防災の取組みを含め、功勞のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図ることも検討する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立の小・中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等又は緊急処理事態において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。